

算定結果の分析

(1) 実質公債費比率…前年度と比較すると 0.5%改善されていますが、改善の要因は標準税収入額等が増加したことによるものです。実質公債費比率は減少傾向にあります。

(2) 将来負担比率…前年度の 55.4%と比較すると、12.6%増加し 68.0%となりましたが、早期健全化基準は 350%であるから、「安全ライン」にあると言えます。平成 28 年度の借入金の額は、平成 27 年度と比較すると 2 億 6,255 万円増の 8 億 9,378 万円となっていますが、借入金残高については平成 27 年度末で 93 億 7,875 万円あったものが、平成 28 年度末では 93 億 7,337 万円と 538 万円減少しました。その借入金には過疎債^{※1}や合併特例債^{※2}といった、後年度に交付税措置のある借入が多く、将来的に交付税措置を受けられる額は、平成 27 年度の 90 億 7,046 万円より 3,965 万円増の 91 億 1,011 万円となります。

安平町は、市町村合併により合併補助金、交付税の特例、合併特例債や早来地区での過疎債の適用など多くの優遇措置を受けています。しかし、社会情勢は目まぐるしく変化し、町の財政にも大きく影響しています。現在は、国の交付金制度や地方交付税の合併自治体への増額交付などにより他の自治体と比べると、比較的安定した財政運営は可能ですが、今後に備えて行政の在り方、事務事業の見直し、住民との協働体制などを合併の優遇措置が切れるまでに検討していく必要があります。

※ 3 標準財政規模：地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す指標で、実質収支比率、経常収支比率や公債費比率などの基本的な財政指標の分母となる重要な数値です。地方税や地方交付税など地方公共団体が自由に使えるお金の大きさを表しております。

平成 27 年度決算に基づく将来負担比率の修正について

修正の内容としましては、将来負担比率の算定における基準財政需要額算入見込額の算出にあたり、下水道事業に係る地方債の平成 27 年度同意額を誤って記載していたことにより、数値の修正が必要となったものです。

平成 27 年度健全化判断比率

項目	修正前	修正後	早期健全化基準
将来負担比率	54.7%	55.4%	350%

な自治体」となり、財政健全計画の策定が義務付けられ、早期の健全化を図らなければなりません。

財政再生基準 基準を超えると財政が著しく悪化した「財政の再生が必要な自治体」となり、財政再生計画の策定が義務付けられ、財政状況の回復を図らなければなりません。

資金不足比率 公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。

経営健全化基準 基準を超えた場合、公営企業の経営健全化計画の策定が義務付けられ、早期の健全化を図らなければなりません。本町の場合、20・0%以上となるとこれに該当することとなります。

